

2016年(平成28年)6月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

病院の防災, 防火その他の安全管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2016年5月23日付けで諮問(第810号)された病院の防災, 防火その他の安全管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があるものと認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、藤沢市民病院では、東館の建て替えを中心とした再整備事業を実施しており、2015年9月から、一部完成した新しい東館での診療を開始している。さらに、今年度からは、メインエントランスを含む東館の残りの建物及び既存の西館と東館を連絡する新たな建物を建設するため、病院建物の規模が拡大する。

新たに建設する建物は、2017年8月からの供用開始を予定しており、メインエントランスやエントランスホール、医事受付、1～3階へのエスカレータが設置され、また、東館と西館を連絡していることから、来院される方の多くが往来することが想定される。

当院には27の診療科があり、2015年度における外来受診者数は、1日平均で約1,400名を数え、面会者につきましても1日平均で400～600名おり、多数の方が来院している。また、受診や入院につきましても、東館、西館及び救命救急センターで行っており、犯罪防止の観点から防犯カメラの設置、映像の保存及びコンピュータ処理、司法警察職員等からの依頼による録画画像の目的外提供について、藤沢市個人情報保護法制度運営審議会（以下「審議会」という。）にそれぞれ諮問し、承認されている（2012年4月答申第500号、2013年7月答申第566号、2013年8月答申第573号及び2015年11月答申第762号）。

今回の東館の残りの建物及び連絡棟につきましても、先に完成した東館と一体で管理を行うことから、防犯カメラを設置し、映像をハードディスクに保存すること、及び、その映像が本人以外のものから収集する個人情報であり、また、事前に本人同意を得た上で収集できない個人情報であるため、藤沢市個人情報保護に関する条例（以下「条例」という。）第10条第4項、同条第5項及び第18条の規定により諮問に至ったものである。

さらに、司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により、防犯カメラによって撮影し、録画した画像の目的外提供の依頼が想定でき、この際には、条例第12条第4項により審議会への諮問事項となっているが、この件につきましても、事件解決への迅速な対応のため、今後、捜査関係事項照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合は、別に定める「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」に基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供ができる包括的な取扱いをいたし、併せて諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、当該施設における不審者の侵入による窃盗、器物損壊又は放火の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成する

ことが困難であることから，本人以外のものから個人情報を収集するものである。

- イ 本人以外のものから収集する個人情報
防犯カメラ画像データ

(3) 個人情報を目的外に提供することについて

- ア 個人情報を目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については，これまでに承認を受けている他の防犯カメラと同様に，当院で管理する敷地及び施設で発生した窃盗，器物損壊又は放火に係る捜査に限り，目的外提供を行う事ができるものとする取り扱いをする必要性があると判断したものである。なお，提供した画像については，5年間保存する。

- イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者，検察官及び検察事務官

- ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ

(4) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は，防犯カメラ画像であり，人物を特定することが事実上困難であることから通知の送付先が特定できないため，本件にかかわる本人通知は省略するものである。また，仮に本人が特定された場合でも，捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認できた場合に限り，本人通知を省略するものである。

なお，防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨（及び撮影されたカメラ画像を目的外に提供する旨）の表示をし，周知を図る。

(5) コンピュータ処理について

- ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの映像の保存にあたり，ハードディスクによる画像の保存について，蓄積容量も従来のビデオテープに比べ多く，長期的な使用においても画像が劣化せず，必要な部分の画像の取り出しも容易であることから，記録媒体の更新を行う際にコンピュータ処理による方式が必要と判断したものである。

- イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

- ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては，録画機器は西館警備室内に配置し，ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。また，操作を行う際にはパスワードの設定がされており，防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。日常的な管理としては，藤沢市個人情報の保護に関する条例，

藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針 の定めるところに従い，適正に取り扱うこと，並びに「防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理することとする。

なお，設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し，順次上書きがされるようになっている。

また，防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には，録画された画像は使用しない。

(6) 実施時期

2017年（平成29年）8月1日

(7) 提出書類

ア 「個人情報取扱事務届出書」

イ 藤沢市民病院防犯カメラ運用基準

ウ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン

エ 設置機種

オ 設置場所

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では，防犯カメラ画像データ収集の目的は，当該施設における不審者の侵入による窃盗，器物損壊又は放火の犯罪を防止するために行うものであり，本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから，本人以外のものから個人情報を収集するものであるとしている。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では，刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については，これまでに承認を受けている他の防犯カメラと同様に，当院で管理する敷地及び施設で発生した窃盗，器物損壊又は放火に係る捜査に限り，別に定める「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」に基づき，審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく，目的外提供ができる包括的な取り扱いをする必要性があるとしている。

なお，提供した画像については，5年間保存する，とのことである。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要性があると認められる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では，本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は，防犯カメラ画像であり，人物を特定することが

事実上困難であることから通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知は省略するものである。また、仮に本人が特定された場合でも、捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本人通知を省略するものである、としている。

なお、防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨（及び撮影されたカメラ画像を目的外に提供する旨）の表示をし、周知を図る、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの映像の保存にあたり、ハードディスクによる画像の保存について、蓄積容量も従来のビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易であることから、記録媒体の更新を行う際にコンピュータ処理による方式が必要と判断したものであるとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

録画機器は西館警備室内に配置し、ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針 の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理することとする。

なお、設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。

また、防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には、録画された画像は使用しない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上